

被扶養者認定の手引き

目 次

- ◆ 共済組合の被扶養者の定義と範囲 1
- ◆ 被扶養者に認定できない者 1
- ◆ 被扶養者認定上の年間収入の捉え方 2
- ◆ 父母を被扶養者として認定する場合の所得（収入）の捉え方 . . . 3
- ◆ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について . . . 4
- ◆ 別居の被扶養者に対する仕送りについて 4
- ◆ 被扶養者の認定年月日の取扱い 5
- ◆ 被扶養者の取消年月日の取扱い 6
- ◆ 雇用保険 離職票の取扱いについて 7
- ◆ 国民年金第3号被保険者届出関係 8
- ◆ 被扶養者の現況調査 9

◀ 被扶養者の認定について ▶

被扶養者として認定された場合、医療機関等で受診された医療費は共済組合で支払うこととなりますが扶養している組合員の掛金は、扶養の人数が増えても増加することはありません。

相互扶助の観点により、共済組合に加入している組合員の掛金と事業主負担により、被扶養者の医療費は賄われています。そのため、扶養認定について公平かつ厳正に行うことが必要であることから審査についてご協力をお願いいたします。また、認定後も被扶養者の収入等の状況について把握していただきますようお願いいたします。

《 共済組合の被扶養者の定義と範囲 》

次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持されている者

1	組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） ・子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹
2	組合員と同一世帯に属する三親等以内の親族で、前項に掲げた以外の者
3	届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある組合員の配偶者の父母及び子（当該配偶者の死亡後における父母および子を含む）で、組合員と同一世帯に属する者

※ 「同一世帯に属する」とは、組合員と生計をともにし、かつ組合員と同居している場合。
例) 二世帯住宅等で住居、家計が別世帯の場合は該当しません。

《 被扶養者に認定できない者 》

1	共済組合の組合員、健康保険及び船員保険等の被保険者
2	後期高齢者医療制度の被保険者 (75歳以上の者または65歳以上で後期高齢者医療制度に該当する者)
3	組合員以外の者が扶養手当または相当する手当（家族手当等）の支給を受けている者
4	恒常的な所得（収入）が別表二に掲げる認定基準収入額以上ある者
5	日本に住民票がなく、例外事由に該当しないもの、また、日本国内に住民票があるが日本での居住実態がない者。 【例外該当事由】 ① 外国において留学をする学生 ② 外国に赴任する組合員に同行する者 ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められるもの ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

《 被扶養者の認定上の年間収入の捉え方 》

1 所得(収入)に含まれるもの

給与収入・事業収入・不動産収入・公的年金収入・利子収入・健康保険法に基づく傷病手当金・雇用保険法に基づく失業給付等あらゆるものが含まれます。しかし、退職手当または不動産等の売却等による一時的な収入は、その収入から恒常的に取得できる利子等がある場合を除き所得(収入)には含まれません。

2 過去の所得(収入)

過去において被扶養者の収入基準以上の収入があった場合においても、現在、収入基準額以内の場合は被扶養者の要件を備えるものとしします。

3 年間所得(収入)の推計方法

被扶養者認定による年間収入は、次の方法により年額を推計します。

給与所得等の場合 **(給料、賞与、各種手当、賃金、恩給、年金等すべて含まれます。)**

ア. 月額の場合

(月額×12月) + 賞与等の年間推計額

イ. 日額の場合

(日額×1ヶ月の勤務日数×12月) + 賞与等の年間推計額

ウ. 時間給の場合

(時間給×1日の勤務時間×1ヶ月の勤務日数×12月) + 賞与等の年間推計額

エ. 恩給、年金等の場合

支給開始後むこう一年間の額

オ. 雇用保険法に基づく失業給付

日額×360日 = 推計年間収入

4 所得は所得税法上の所得をさすのか

地方公務員等共済組合法では、「所得」金額を認定基準額としてとらえておりますが、所得税法上の所得金額と異なり、認定対象者の今後一年間における **恒常的な所得(収入)の総額**をさします。

例えば、**税法上で営業等の事業所得、不動産所得や農業所得等を計算するときに、収入から経費を差し引きますが、扶養認定ではその経費の中の減価償却費や交際費等は経費とは認められておりません。**

事業を行っている場合の認定に際しては、申告書のほかに収支の明細が明らかな内訳書の添付が必要です。

事業所得における所得の算出は「総収入－仕入額－必要経費」となりますが、必要経費として認められるものについては**別表一**のとおりです。

◀ 父母を被扶養者として認定する場合の所得（収入）の捉え方 ▶

父母の双方またはいずれか一方を認定する場合は、「夫婦相互扶助」の立場から父母の年間収入推計額を合算して判断することになります。

区 分	父 又 は 母 の い ず れ か を A と す る	A の 配 偶 者 を B と す る	A の 収 入 + B の 収 入 合 算 額 × 8 5 %	判 定	
				認 定 は ○	否 認 は ×
				A	B
父 及 び 母 と も に 6 0 歳 未 満 (障 害 年 金 受 給 者 を 除 く)	130 万 円 未 満	130 万 円 未 満	260 万 円 × 85% 円 未 満	○	○
	130 万 円 以 上	130 万 円 未 満	260 万 円 × 85% 円 未 満	×	○
	130 万 円 以 上	130 万 円 未 満	260 万 円 × 85% 円 以 上	×	×
	130 万 円 以 上	130 万 円 以 上	260 万 円 × 85% 円 以 上	×	×
父 又 は 母 の い ず れ か が 障 害 年 金 受 給 者 又 は 6 0 歳 以 上	(60 歳 以 上 又 は 障 害 年 金 受 給 者) 180 万 円 未 満	130 万 円 未 満	310 万 円 × 85% 円 未 満	○	○
	(〃) 180 万 円 以 上	130 万 円 未 満	310 万 円 × 85% 円 未 満	×	○
	(〃) 180 万 円 以 上	130 万 円 未 満	310 万 円 × 85% 円 以 上	×	×
	(〃) 180 万 円 以 上	130 万 円 以 上	310 万 円 × 85% 円 以 上	×	×
父 及 び 母 と も に 6 0 歳 以 上 又 は 障 害 年 金 受 給 者	180 万 円 未 満	180 万 円 未 満	360 万 円 × 85% 円 未 満	○	○
	180 万 円 以 上	180 万 円 未 満	360 万 円 × 85% 円 未 満	×	○
	180 万 円 以 上	180 万 円 未 満	360 万 円 × 85% 円 以 上	×	×
	180 万 円 以 上	180 万 円 以 上	360 万 円 × 85% 円 以 上	×	×

注意事項

- ❖同居の場合（父母、義父母）：Aの収入が組合員の収入を超えないこと。
- ❖別居の場合（父母のみ）：Aの収入が組合員の収入を超えないで、かつ、組合員からある程度の生活援助資金を認定対象者に送金されていること。

◀ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について ▶

原則として年間収入の多い者の被扶養者とします。ただし、夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案し、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。

また、扶養手当または相当する手当（家族手当等）が支給されている場合は、支給を受けている者の被扶養者とします。

※ 同程度の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が多い者の年間収入に対して1割以内の場合」とします。

◀ 別居の被扶養者に対する仕送りについて ▶

被扶養者の認定には、「主として組合員の収入により生計を維持されている者」という要件があります。

別居の被扶養者については、その事実を確認するため、仕送りの事実が必要です。継続して月5万円以上、仕送りしていることが要件です。客観的に仕送りの事実を確認する必要があることから、次のいずれかの書類を保管し、共済組合から書類を求められた場合はいつでも書類を提出できるよう備えてください。

・振り込み依頼書 ・振り込まれた通帳 ・現金書留の封筒

※客観的に確認できないため、手渡しによる仕送りは認定していません。


※同一住所であっても世帯を別にしている場合は別居とみなします。

※学生は、仕送りの証明について省略しておりますが、卒業後も別居が続く場合は仕送りの証明が必要となりますのでご注意ください。

《 被 扶 養 者 の 認 定 年 月 日 の 取 扱 い 》

新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいる場合は、その組合員資格取得年月日。また、新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、その要件を備えるに至った日が被扶養者の認定月日となります。

ただし、組合員の資格取得年月日または「要件を備えるに至った日」から30日を経過して共済組合へ届出した場合は、所属所長が届け出を受けた日が認定月日となります。

事 由	要件を備えるに至った日	添 付 書 類
出生	出生日	 添付書類一覧参照
婚姻	婚姻日	
退職	退職日の翌日	
同居により扶養事実が生じたとき	同居日	

《 被扶養者の取消年月日の取扱い 》

被扶養者の資格は、その「要件を欠くに至った日」から喪失します。

事 由	要件を欠くに至った日	添 付 書 類
就職 (他の健康保険に加入)	加入した健康保険の資格取得日	加入した健康保険証 (写)
給与収入が月額基準額を3ヶ月連続で超過	連続して収入基準額を超過した最初の月の初日	収入を確認できる書類
収入が年額基準額を超過	超過した年の最初の月の初日 収入超過の要因が生じた日	収入を確認できる書類
年金・恩給の裁(改)定により基準額を超過	年金・恩給裁(改)定通知書の通知日の翌日	年金・恩給裁(改)定通知書(写)
雇用保険を受給開始 (基本手当日額が日額基準額を超過)	認定(支給)期間の初日	雇用保険受給資格者証 (両面写)
死亡	死亡日の翌日	埋火葬許可証(写)
離婚	離婚日の翌日	戸籍全部(個人)事項証明
別居 (同居条件の被扶養者)	別居の日	新住所地の住民票の写し

- ※ 月額の給与が3ヶ月連続で月額基準額を超過した場合は年額基準額以上になる(恒常的な所得(収入)がある)判断し、最初の月の初日をもって取消とします。4ヶ月目から給与が減少するという場合でも一旦取消手続きをしてから再度、新規認定の手続きをしてください。
- ※ 月額の給与にはすべての金額(通勤費、各種手当金等すべて)を含めます。月単位での総支給額が月額基準額を超過しないようご注意ください。ただし3ヶ月連続超過せず、かつ年額基準額未満であれば取消にはなりません。
- ※ 取消後、国民健康保険・他の健康保険等・国民年金に加入するため、「資格喪失証明書」が必要な場合は、「証明申請書(短期給付)」を併せて提出してください。

《 雇用保険 離職票の取扱いについて 》

退職による扶養認定申請の際、雇用保険の離職票（写）を提出してください。
 退職時の状況、基本手当日額等により、後日認定取消しの手続きが必要となります。

離職理由	雇用保険 支給開始時期	手 続 き		
			基本手当日額等	提 出 書 類
自己 都合	ハローワークで 手続後 待期間（7日） 給付制限期間 （3ヶ月） 経過後	取 消	60歳未満 3,612円以上	① 被扶養者申告書 ② 被扶養者証（健康保険証） ③ 雇用保険受給資格者証（写） （第1回目支給記載のあるもの）
			60歳以上 5,000円以上	④ 証明申請書（短期給付） （国民健康保険加入に必要な資格 喪失証明書を発行）
			60歳未満 3,611円以下	① 雇用保険受給資格者証（写）
自己 都合 以外	ハローワークで 手続後 待期間（7日） 経過後	継 続 認 定	60歳以上 5,000円未満	
			雇用保険の延長手 続きをした場合	① 受給期間延長通知書（写）
			雇用保険を受給し ない場合	① 離職票1・2（原本） 受給放棄したことが記載された離 職票1・2（写）

◀ 国民年金第3号被保険者届出関係 ▶

国民年金被保険者について

20歳以上60歳未満の方ならどなたでも被保険者の資格を有しており、それぞれの立場により1号、2号、3号被保険者に分かります。

区 分	対 象 者
◇国民年金第1号被保険者	農林漁業や自営業などに従事している人、学生、無職の方
◇国民年金第2号被保険者	いわゆる現役の会社員等（仙台市職員も含まれる）
◇国民年金第3号被保険者	国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者

◇ 種別の変更（被扶養者申告書にて認定・取消の手続きは種別の変更になります。）

種 別 の 変 更	届 出 先
第1号被保険者 → 第3号被保険者	共済組合に届出
第2号被保険者 → 第3号被保険者	共済組合に届出
第3号被保険者 → 第1号被保険者	配偶者本人がお住まいの市区町村に届出
第3号被保険者 → 第2号被保険者	届出不要（事業所が手続）

◎配偶者の認定申請の際には、国民年金第3号被保険者関係届を提出してください。

（基礎年金番号または個人番号を確認できるもの添付）

国民年金第3号被保険者関係届の提出（配偶者が対象）

異 動 事 由		届 出
被扶養配偶者が20歳になったとき		要
被扶養配偶者の資格喪失	死 亡	要
	就 職 (他健康保険の資格取得)	否
	所得超過	要
	離 婚	要
	国外に居住している方が 被扶養配偶者でなくなった場合	要

◀ 被 扶 養 者 の 現 況 調 査 ▶

18歳以上の被扶養者は通常稼働能力があると考えられますので、毎年扶養事実および扶養しなければならない事情等を具体的に調査確認します。

調査により要件を欠いていることが判明した場合には、その要件を欠くに至った日まで遡り認定の取消しをします。医療費の返還が生じたときは、組合員に返還請求をすることになります。

下記の書類の提出が必要となりますので、書類の保管をお願いいたします。

収入を確認できる書類

- ・給与明細
- ・年金通知
- ・確定申告書（収支内訳書含む）の控え
- ・住民税特別徴収税額決定（変更）通知書
- ・住民税決定（変更）通知書

仕送りを確認できる書類（別居の場合）

- ・通帳、振込依頼書、現金書留封筒

(別表一)

被扶養者の認定に係る事業所得における必要経費一覧表

※ ○は控除できる経費、×は控除できない経費です。

業種 必要経費	理美容業	飲食業	小売業	不動産	農水産業	学習塾
売上原価	○	○	○	×	×	○
租税公課	×	×	×	×	×	×
荷造運賃	○	○	○	○	○	○
水道光熱費	○	○	○	○	○	○
旅費交通費	×	×	×	×	×	×
通信費	○	○	○	○	○	○
広告宣伝費	×	×	×	×	×	×
接待交際費	×	×	×	×	×	×
損害保険料	×	×	×	×	×	×
修繕費	○	○	○	○	○	○
消耗品費	○	○	○	○	○	○
減価償却費	×	×	×	×	×	×
福利厚生費	×	×	×	×	×	×
給料賃金	○	○	○	○	○	○
利子割引料	×	×	×	×	×	×
地代家賃	○	○	○	○	○	○
貸倒金	×	×	×	×	×	×
研修費	×	×	×	×	×	×
雑費	×	×	×	×	×	×
青色申告控除額	×	×	×	×	×	×
図書費	—	—	—	—	—	○
会議費	×	×	×	×	×	×
生徒維持費	—	—	—	—	—	×
とも補償費	—	—	—	—	○	—
土地改良区費	—	—	—	—	○	—
委託費	×	×	×	×	×	×

(別表二)

区 分		認定基準収入額		
		年 額	月 額	日 額 (雇用保険等)
60 歳以上		180 万円	150,000 円	5,000 円
60 歳未満	障害年金受給	180 万円	150,000 円	5,000 円
	上記以外	130 万円	108,334 円	3,612 円

※ 年額のとらえ方は、被扶養者の要件を備える事実が発生した日から向こう一年間の総収入をいいます。

月額のとらえ方は、年額の1/12を基準額とし、月額が3ヶ月連続して基準額を超える場合は、将来とも同程度の収入が予想されるので、被扶養者認定の要件を欠くことになります。